

## 令和6年度以降の財源不足への対応について

### 1 はじめに

本町は日本有数の観光地であるために税収は多いものの観光に関わる支出が多く、長引く地価下落等の影響によって歳入が大幅に減少したことから、平成15年度を財政再建元年と位置付けて以降、行政改革・財政改革に取り組むとともに財政調整基金の取り崩しや臨時財政対策債、退職手当債の発行など、やり繰りをしながら行財政運営を行ってきました。

しかしながら、その後も右肩下がり町税の減収が続くなか、財政状況がより一層厳しくなったため、平成28年度から平成30年度までの3年間、固定資産税超過課税を実施することとしたものです。

その間、行財政改革アクションプランの推進に加え、「箱根町行財政運営を考える町民会議」を設置し、町民・事業者自らが町の将来を考え提言書を取りまとめるとともに、再度、あらゆる税目を対象とし、改めてゼロベースで様々な検討を行ってきました。

その結果、固定資産税を中心とする財政構造は大きく変革することは考えられないなかで、今後、本格化する人口減少・高齢化や公共施設の更新問題への対応、観光客受入環境の充実など、本町の将来を左右する行政課題に適切に対応していくために、平成30年12月定例会において令和元年度から5年度の5年間については、固定資産税超過課税の現行税率1.58%での継続、また、その後も超過課税は当分の間実施することとし、5年毎に施行状況を検討したうえで、所要の措置を講ずるという町税条例の一部改正案について、原案のとおり議決されました。

令和5年12月に第3期の決定時期を迎えるため、中長期財政見通しや行財政改革アクションプランの改定など一連の作業をもとに、令和6年度以降の財源不足への対応について検討したものです。

〔図表1〕固定資産税超過課税の状況

期 間	固定資産税超過課税	決定時期
第1期 (平成28～30年度)	1.58%・3年間	平成27年12月定例会
第2期 (令和元～5年度)	1.58%・当分の間・5年毎に検討	平成30年12月定例会
第3期 (令和6～10年度)	1.58%・当分の間・今回の検討	令和5年12月まで

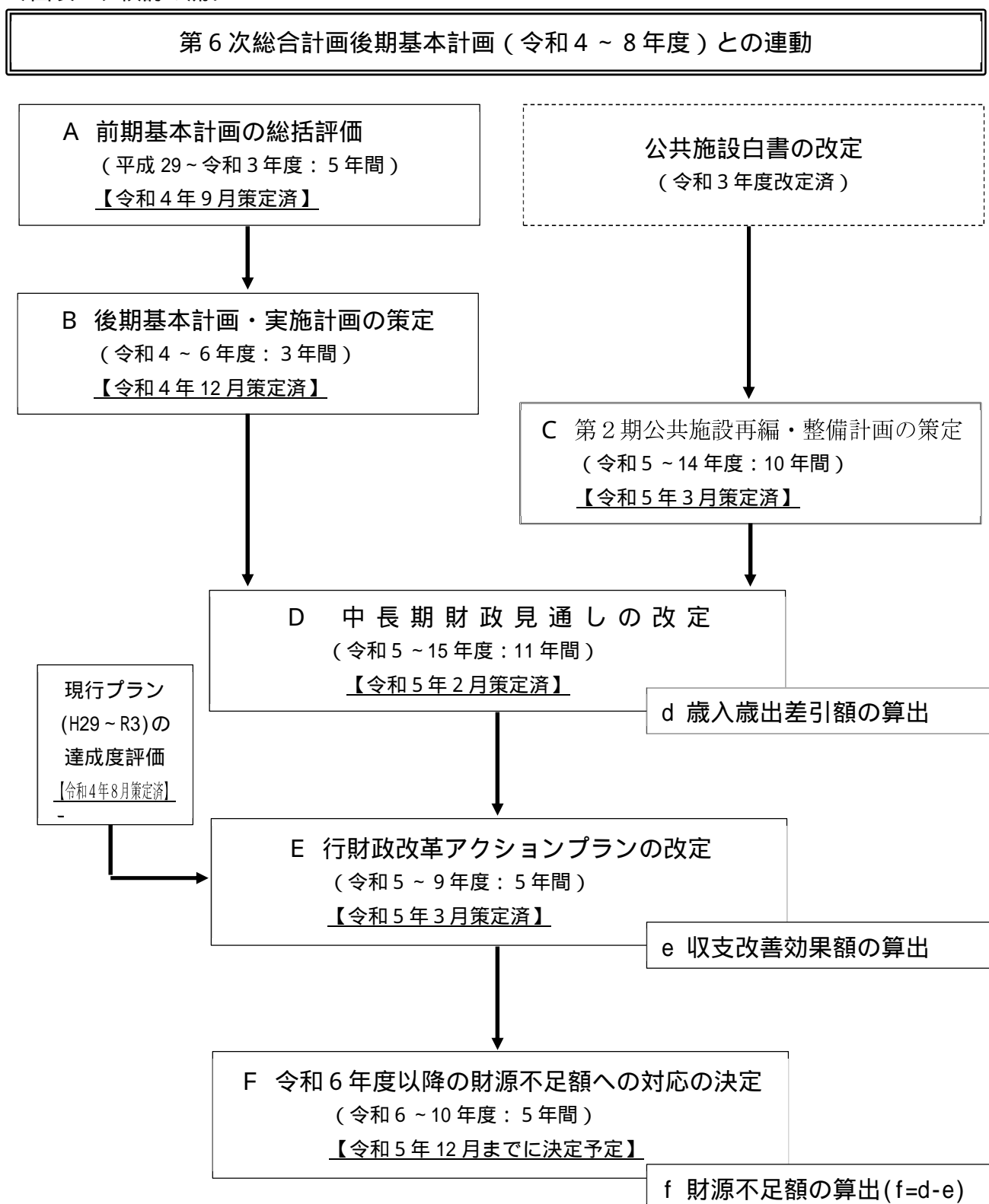
第1～3期は、分かりやすくするために便宜的につけたものである。

これまでの行財政改革の取組経過は、「(別紙1)これまでの行財政改革の経過について」のとおり。

## 2 検討の流れ

固定資産税超過課税は、「当分の間」という期間と「5年毎の検討規定」をセットで定めることで、超過課税の必要性の有無などの財源確保のあり方を一定期間毎に検討することとしています。財源不足への対応の検討にあたっては、令和4年度からスタートした第6次総合計画後期基本計画を踏まえ、次の手順で行いました。

〔図表2〕検討の流れ



〔図表3〕検討の取組項目と内容

項 目〔担当課〕	内 容
A 第6次総合計画前期基本計画 の総括評価  〔企画課〕	前期基本計画の実施計画事業の取組状況や成果、目標値の実績を踏まえ34施策を総括的に評価する。
B 第6次総合計画後期基本計画 実施計画の策定  〔企画課〕	後期基本計画で位置付けた新たな施策等の具体的取組を位置付ける。
C 第2期公共施設再編・整備計画 の策定  〔企画課〕	10年以内に予定している施設整備等の方向性と実現に向けたスケジュール・推計事業費を整理する。
D 中長期財政見通しの改定  〔財務課・企画課〕	今後の収入見込み及び財政需要を可能な限り把握する。この際、「B総合計画実施計画」及び「C公共施設再編・整備計画」と連動させる。
E 行財政改革アクションプラン の改定  〔企画課・財務課〕	総合計画後期基本計画を踏まえて行財政改革の基本的方向性や推進項目の見直しを行う。
F 令和6年度以降の財源不足額への 対応の決定  〔企画課・財務課〕	これまでの取組結果をもとに財源不足額を算出したうえで、その対応について決定する。

本資料において行財政改革アクションプランは、次のとおり、区分しています。

平成29年度から令和4年度までの6年間を計画期間とするプラン…第1期アクションプラン

令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とするプラン…第2期アクションプラン

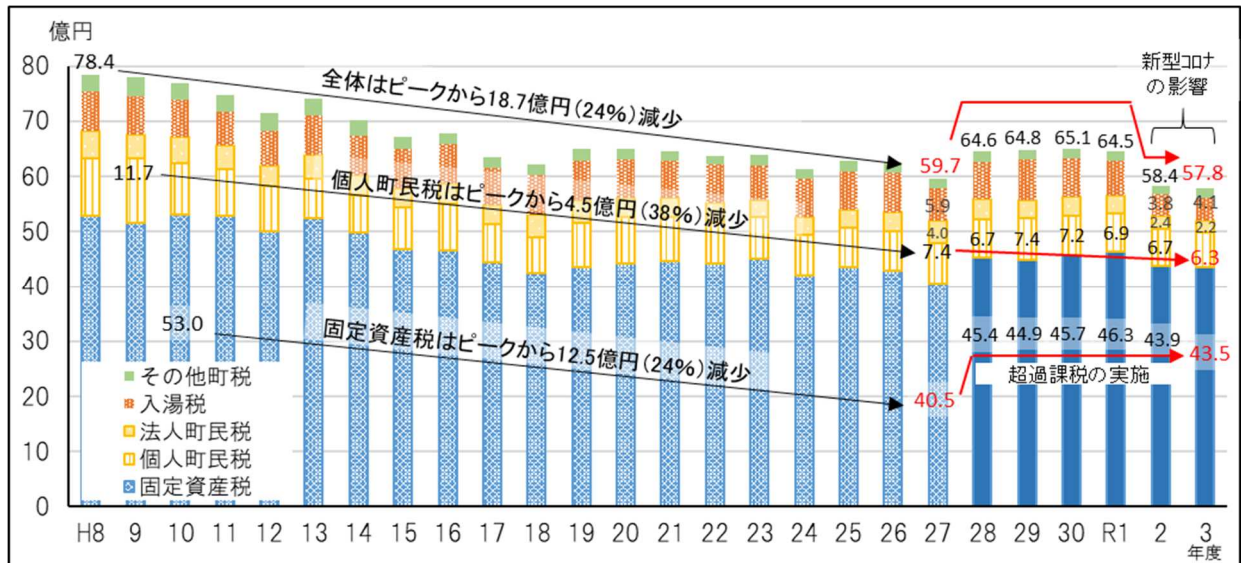
### 3 財政逼迫の4つの要因と令和元年度以降の本町を取り巻く環境変化

#### (1) 財政逼迫の4つの要因

##### 町税収入の著しい減少

長期にわたる景気低迷等に伴い、町の自主財源の7割を占める町税収入は平成8年度の78.4億円をピークに、平成27年度には59.7億円と18.7億円もの減収となっています。平成28年度以降、超過課税の実施により65億円前後となったものの、令和2年度以降は新型コロナの影響により、58億円前後となり、平成27年度の59.7億円を下回る状況となりました。

〔図表4〕主な町税決算額の推移



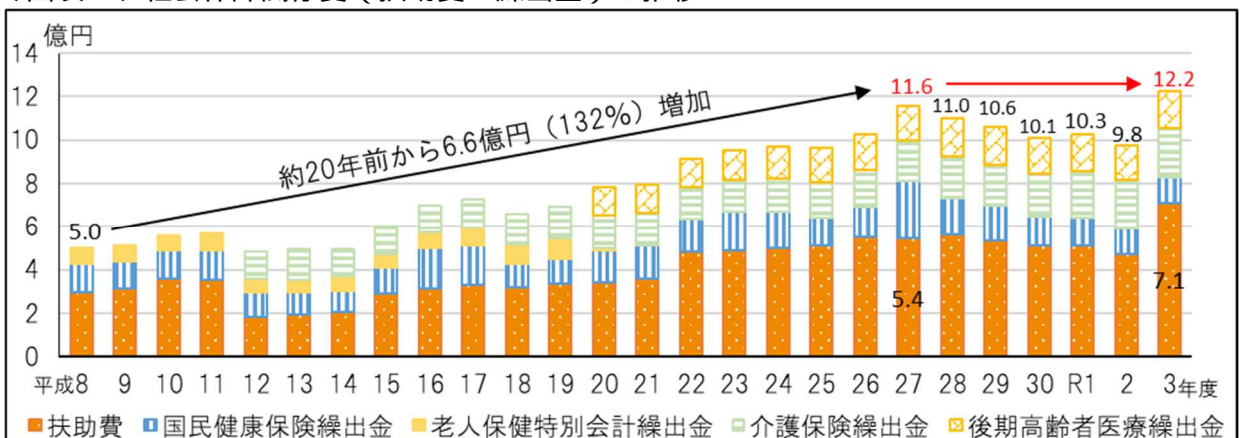
出典：決算書・決算概要

##### 社会保障関係費の増大

扶助費は全国的に障がい者福祉費などの増と、子育て施策の推進などにより増加傾向にあり、国や地方を問わず、社会保障給付の伸びが財政上の課題とされています。

本町の国民健康保険特別会計は、被保険者の減に伴い繰出金も減少する一方、後期高齢者医療と介護保険は、高齢者の増加に伴い医療や介護の費用増加に比例して、町の法定負担分となる繰出金も増加しており、近年は10億円前後で推移しています。

〔図表5〕社会保障関係費（扶助費・繰出金）の推移



出典：決算書・決算概要

### サービス水準の向上・維持のための経費の増大

本町はこれまで、子育てなど町民ニーズに応じた施設整備事業や、町民サービス水準の向上や維持のために新たな事業にも取り組み、現在も継続して実施しています。

このような本町が独自に実施するサービス以外にも、人口減少対策や災害への備え、公共施設の老朽化など町が行うべき事務量が増大しており、このことは事務費と共に人件費の大幅な削減ができない要因となっています。

本町の特徴的な行政サービスの詳細は、別紙2のとおり。

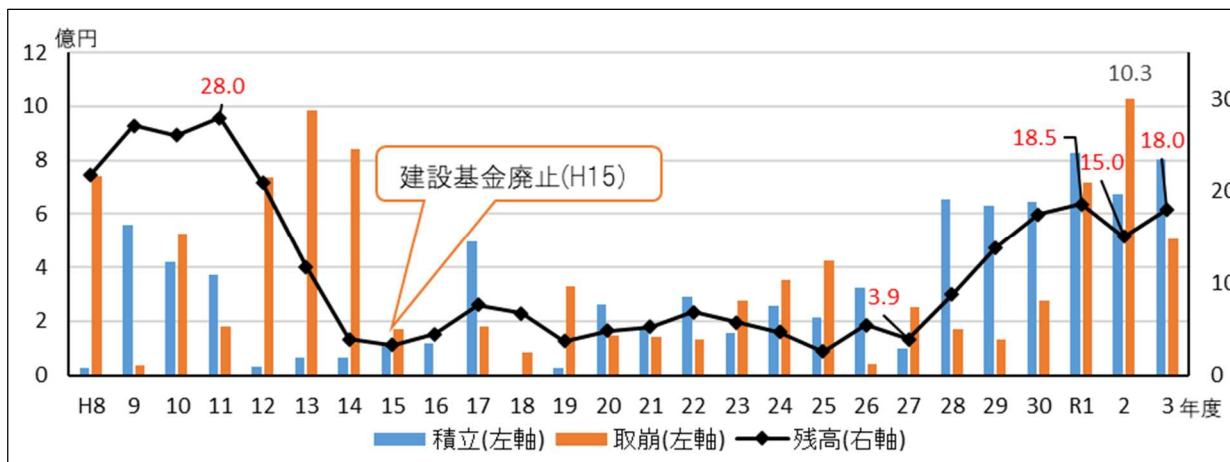
### 財政調整基金の残高不足

財政調整基金は、平成11年度の28億円から平成27年度には3.9億円と約7分の1に減少しました。これは、町税の落ち込みや除排雪経費などの緊急的な対応のために、その都度基金を取り崩して財政運営を行ってきたものですが、特に23年度以降は、財源不足を補うために積立額以上の取崩を行ったため、基金残高が年々減少し、ほぼ底をついた状態となりました。

平成28年度以降は、第1期アクションプランでの積立目標である当初予算での5,000万円の積立での実施に加え、令和元年度以降の自然災害や新型コロナを踏まえ、ふるさと納税の一部を将来への備えとして積み立てることなどにより、18億円まで残高が回復しています。

しかしながら、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による歳入減や緊急対策の実施等により10.3億円取崩したことにより基金残高が3.5億円減少したように、本町では、大涌谷火山活発化に対する災害への備えのほか、今後の公共施設の老朽化を踏まえた大規模事業の実施に対する財政負担軽減・将来世代への過度な負担の抑制を図るために、引き続き残高確保を図っていく必要があります。

〔図表6〕建設基金・財政調整基金の積立・取崩と残高の推移



出典：決算書

### まとめ

～ の財政逼迫要因については、平成27年度の新財源確保策の検討時に整理したものです。その後の推移を加えても、の財政調整基金の枯渇からは一定の回復が見られたものの、他の要因については、傾向自体は変化していません。

(2) 令和元年度以降の本町を取り巻く環境変化

ア 台風19号と新型コロナウイルス感染症の影響

令和元年台風19号は、本町でも総雨量1001.5mmを記録する豪雨をもたらし、町の随所に深い爪跡を残しましたが、令和2年以降は、新型コロナの発生、その後の感染拡大により、入湯税をはじめとして歳入が大幅減となる中であっても、国県の支援が行き届かない部分へ町の支援を行き渡らせるよう数々の緊急支援策を間断なく実行するように努めてきた結果、これまで総額約48億円（うち町負担分約23億円）の支出を行っています。

その後、新型コロナと社会経済活動の両立に向けた各種施策が進んでいるものの、ロシアによるウクライナ侵攻による物価高騰もあり、事態の収束が見通せない状況を考えると、令和に入り、平時ではない状況が4年にわたり続いていることとなります。

〔図表7〕令和元年台風19号に係る災害復旧費用

区分	決算額	左の財源内訳(1)		
		国県負担分	町負担分	その他
令和元年度	3億505万円	5,035万円	2億5,188万円	282万円
令和2年度	4億7,750万円	2億4,223万円	2億3,527万円	-
令和3年度	3,831万円	2,625万円	1,206万円	-
計	8億2,086万円	3億1,883万円	4億9,921万円	282万円

〔図表8〕新型コロナウイルス緊急対策に係る費用（支出分）

区分	決算額	左の財源内訳		
		国県負担分	町負担分	その他
令和2年度	20億4,304万円	13億2,272万円	7億1,217万円	815万円
令和3年度	10億2,319万円	4億2,115万円	5億8,925万円	1,279万円
令和4年度(2)	9億3,512万円	3億3,892万円	5億2,569万円	7,051万円
計	40億135万円	20億8,279万円	18億2,711万円	9,145万円

1 財源内訳は、国県負担分は国県支出金を、町負担分は一般財源のほか、地方債、預託金元利収入を含む額を記載している。

2 令和4年度は、予算額（令和4年10月補正まで）と令和3年度繰越額の合計を記載している。

出典：第2期アクションプラン（R5.3策定）をもとに作成

(参考) 第1期行財政改革アクションプランへの影響

第1期アクションプランの76の推進項目のうち、令和3年度までの達成状況を評価した結果、計画・目標達成は49%[37項目]、一部達成は32%[24項目]となりました。

クレジット納税等の導入など、非接触型のサービスが求められたことで一気に進捗した項目もありますが、新型コロナの影響が特に大きく評価不能として項目が3項目あり、この中には、令和6年度以降の財源不足への対応策として位置づけていたものがありました。

第2期アクションプラン策定時に実施時期を再検討した結果、新型コロナの長期化による観光産業へのダメージを踏まえ、長期を見据えて取り組むこととしました。

〔図表9〕第1期アクションプランで評価不能とした推進項目の状況

項目	目標(当初)	目標(見直し後)
財源確保策の検討(観光まちづくり財源導入)	令和6年度まで	令和11年度まで
固定資産税不均一課税の見直し	令和3年度	協議再開後に決定

この他、「119番通報受信時の多言語通訳サービス」は、コロナ禍で外国人観光客が激減したため評価不能としたもの。

### イ 公共施設の老朽化の進行

本町の公共施設は、昭和40年代から平成のはじめに大半が整備されています。施設類型別の保有状況は、小中学校が21.1%、その他（統合後の旧学校施設などの普通財産）が15.7%、公営住宅が11.6%となっています。このうち大規模改修の目安である築30年以上となる施設は、全体の72.3%を占め、10年後に築30年以上となる施設（現在、築20年以上）は、全体で94.1%とほとんどの施設で大規模改修が必要となります。

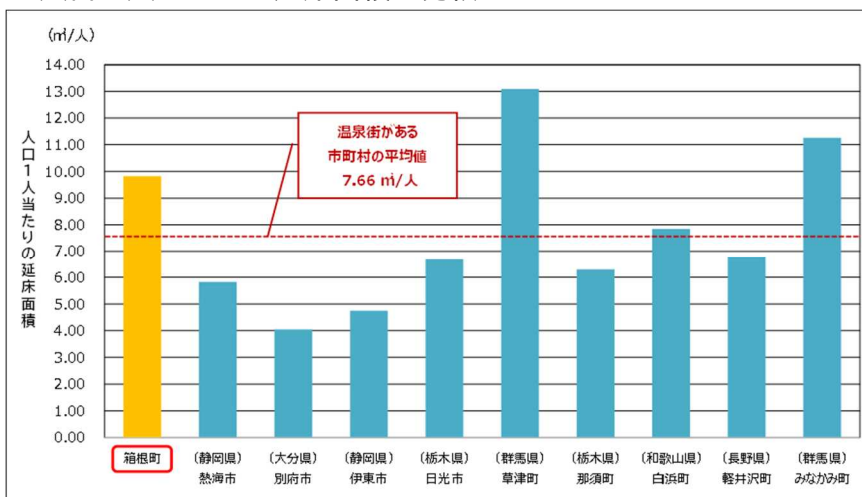
また、本町の人口1人当たり公共施設延床面積9.82㎡/人は、温泉街のある10市町の平均値7.66㎡/人と比べ約1.3倍（県西地域8町の平均値4.77㎡/人とは、約2.1倍の差）となっています。延床面積が多い（＝施設数が多い）ことで行政サービスの充実が図られる反面、建物の老朽化がより一層進行し、改修や建替えの必要性が高い建物の割合が大きくなっています。

〔図表10〕 施設分類別の公共施設の割合

施設分類	延床面積 (㎡)		築年数別経過割合			
	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	築60年以上経過割合	築50年以上経過割合	築30年以上経過割合	築20年以上経過割合
庁舎等	10,062.11	9.29%	3.6%	46.4%	100.0%	100.0%
消防施設	5,105.26	4.71%	0.0%	7.8%	20.2%	85.8%
その他行政系施設	7,084.70	6.54%	0.0%	12.7%	20.8%	100.0%
学校	22,888.00	21.12%	15.5%	45.3%	100.0%	100.0%
幼稚園・保育所・認定こども園	3,923.61	3.62%	0.0%	0.0%	15.2%	15.2%
公園	216.25	0.20%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
保健施設	4,238.69	3.91%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
高齢福祉施設	1,962.82	1.81%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
集会施設	2,197.50	2.03%	0.0%	0.0%	0.0%	55.7%
文化施設	2,654.23	2.45%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
レクリエーション施設・観光施設	6,440.21	5.94%	0.0%	9.0%	76.3%	92.8%
スポーツ施設	7,796.90	7.20%	0.0%	8.9%	23.2%	100.0%
保養施設	737.79	0.68%	13.6%	13.6%	100.0%	100.0%
産業系施設	249.07	0.23%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
博物館等	3,149.67	2.91%	0.0%	12.6%	75.4%	85.9%
公営住宅	12,590.42	11.64%	0.0%	18.6%	86.5%	100.0%
その他	17,060.73	15.74%	4.6%	7.6%	96.5%	97.5%
全体	108,357.96	100.0%	4.4%	20.1%	72.3%	94.1%

出典：公共施設等総合管理計画（R5.3改定）

〔図表11〕 人口1人あたりの延床面積の比較



出典：公共施設等総合管理計画（R5.3改定）

#### 4 中長期財政見通し

中期（令和6～10年度）は年平均4億6,300万円の不足、長期（令和11～15年度）は年平均10億3,700万円の不足となっており、長期の不足が、約2倍に拡大する厳しい見通しとなっています。

〔図表12〕中長期財政見通し

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	見通し	
歳入	町税	6,346	6,355	6,323	6,255	6,231	6,213	6,145	6,128	6,111	6,032	→
	譲与税・交付金等	614	615	616	617	619	620	621	622	624	625	↗
	国・県支出金	1,448	1,310	988	798	1,164	712	691	742	656	708	↗↘
	町債	1,627	1,316	1,156	807	1,875	352	466	447	251	271	↗↘
	その他	1,616	1,594	1,569	1,560	1,539	1,538	1,526	1,523	1,511	1,512	→
	計	11,651	11,189	10,652	10,037	11,427	9,435	9,449	9,462	9,152	9,148	↗↘
歳出	人件費	3,227	3,196	3,212	3,190	3,247	3,209	3,215	3,190	3,219	3,250	↗↘↗
	扶助費	433	440	447	454	462	470	479	488	498	508	↗
	公債費	864	808	790	802	880	1,027	1,042	960	1,025	987	↗↘↗
	物件費	2,695	3,067	2,780	2,774	2,817	2,960	2,877	2,886	2,870	2,924	↗↘↗
	投資的経費	2,704	2,172	1,729	1,153	2,635	556	678	688	407	452	↗↘↗
	その他	2,044	2,099	2,061	2,036	2,055	2,213	2,188	2,195	2,175	2,193	
計	11,967	11,781	11,019	10,410	12,097	10,434	10,479	10,408	10,194	10,314	↗↘↗	
歳入歳出差引額	315	591	367	373	669	999	1,031	946	1,042	1,167	↗↘↗	
期間別の不足額	中期 23.2億円（年平均 4.6億円）					長期 51.9億円（年平均 10.4億円）						

→ 中期は9ページの図表13、長期は10ページの図表14「財源不足額の算出結果」の表へ

見通しの凡例	↗	ほぼ一貫して増加する見通し	↗↘↗	増減あるが増加傾向の見通し		ほぼ横ばいの見通し
	→	ほぼ一貫して減少する見通し	↗↘	増減あるが減少傾向の見通し		

歳入の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響からの回復を見込んでいるものの、人口減少の傾向は変わらないことや3年毎の固定資産税の評価替えによる減を考慮した結果、町税全般としては令和6、7年度の63.5億円まで回復したあと、横ばいから減少すると見込んでいます。</li> <li>歳入総額は、令和10年度まで大型建設事業が続き、町債の借入が、毎年度10～20億円となることなどから、110億円前後で推移すると見込んでいます。また、令和11年度以降は、町債の減により、歳入総額は90億円台で推移すると見込んでいます。</li> </ul>
歳出の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化の進行する公共施設、道路や橋りょうなどの社会インフラの更新等に適切に対応するため、令和5～10年度は毎年10億円以上で推移すると見込んでいます。</li> <li>歳出総額は、令和10年度まで大型建設事業が続くことにより、投資的経費が毎年度15～25億円となることなどから、115億円前後で推移すると見込んでいます。その後、投資的経費が5億円前後に減少するものの、公債費、物件費及び補助費の増に伴い、令和11年度以降も100億円超で推移すると見込んでいます。</li> </ul>
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>これらを踏まえた収支見通しは、中期は、5年総額23億1,500万円（年平均4億6,300万円）の不足、長期は、5年総額51億8,400万円（年平均10億3,700万円）の不足となっており、長期の不足が、約2倍に拡大する見通しとなっています。</li> </ul>

出典：中長期財政見通し（R5.2作成）



## 5 財源確保の必要性

### (1) 行財政改革アクションプランによる財政健全化効果額

第2期アクションプランでは55の推進項目の実施により見込まれる財政健全化効果を「収支改善効果額A」と「その他効果額B」の2つに分けています。

「収支改善効果額A」は、各年度の収支改善に寄与する項目を対象とし、5年間で17億1,000万円を見込んでいます。また、「その他効果額B」は、毎年度の収支改善に直接寄与しないものの、財政状況の改善という観点から効果額が見込まれるものを対象とし、5年間で2億4,100万円を見込んでいます。

〔図表13〕財政健全化効果額

(単位：百万円)

区 分	R5	R6	R7	R8	R9	合 計
収支改善効果額	12	384	434	437	443	1,710
歳 入	22	391	436	440	444	1,732
歳 出	10	7	2	3	1	22
その他効果額	48	48	48	48	49	241
財政健全化効果額 [ = + ]	60	432	482	485	492	1,951

出典：第2期アクションプラン（R5.3策定）

### (2) 財源不足額の算出（中期 R6～10）

中長期財政見通しでは、中期（令和6～10年度）の歳入歳出差引額は、5年間の平均で約4億6,300万円となっており、固定資産税超過課税を継続したとしても、必要なサービスを提供するためには、多額の財源不足が生じる見込みとなりました。

そこで、第2期アクションプランでは特に財源確保策に力を入れることとし、基本方針1の量の改革を中心とした取組みによる収支改善効果額は、中期の平均で約4億2,800万円となっています。

その結果、中長期財政見通しにおける歳入歳出差引額に、第2期アクションプランの収支改善効果額を加味した財源不足額は、中期の5年間の平均で約3,500万円まで縮小されましたが、依然として不足額が生じている状況であり、「13ふるさと納税の促進」により収支改善効果額の大半を見込んでいることから、取組みの達成状況がプラン全体に与える影響が大きい点に留意する必要があります。

〔図表14〕中期財源不足額の算出結果

(単位：百万円)

項 目	R6	R7	R8	R9	R10	平均
中長期財政見通しの 歳入歳出差引額 (8A°-ジ参照)	315	591	367	373	669	463
行財政改革アクションプラン 収支改善効果額	384	434	437	443	443	428
財源不足額 [ = + ]	69	157	70	70	226	35

行財政改革アクションプランの収支改善効果額は、図表5の「収支改善効果額」の令和6～9年度の収支改善効果額を用いています。なお、令和10年度の収支改善効果額は、令和9年度の効果がそのまま継続するものとして計算しています。

出典：第2期アクションプラン（R5.3策定）

(3) 長期の財源不足額について（参考 R11～15）

中長期財政見通しのうち、令和11年度以降の歳入歳出差引額は、15年度までの5年間の平均で約10億3,700万円となっています。

長期的な財源不足の状況を把握するために、行財政改革アクションプランの令和9年度の収支改善効果額4億4,300万円が、長期的にも継続するものとして財源不足額を算出したところ、令和11年度から15年度まで5年間の平均で5億9,400万円の不足が見込まれています。

〔図表15〕長期財源不足額の算出結果

（単位：百万円）

項目	R11	R12	R13	R14	R15	平均
中長期財政見通しの歳入歳出差引額 <small>(8頁「注」参照)</small>	999	1,031	946	1,042	1,167	1,037
行財政改革アクションプラン収支改善効果額	443	443	443	443	443	443
財源不足額 [ = + ]	556	588	503	599	724	594

行財政改革アクションプランの収支改善効果額（R11～15）は、図表5の「収支改善効果額」の令和9年度の効果額がそのまま継続するものとして計算しています。

出典：中長期財政見通し（R5.2作成）及び第2期アクションプラン（R5.3策定）をもとに作成

6 令和6年度以降の対応について

(1) 中期（令和6～10年度）の対応案

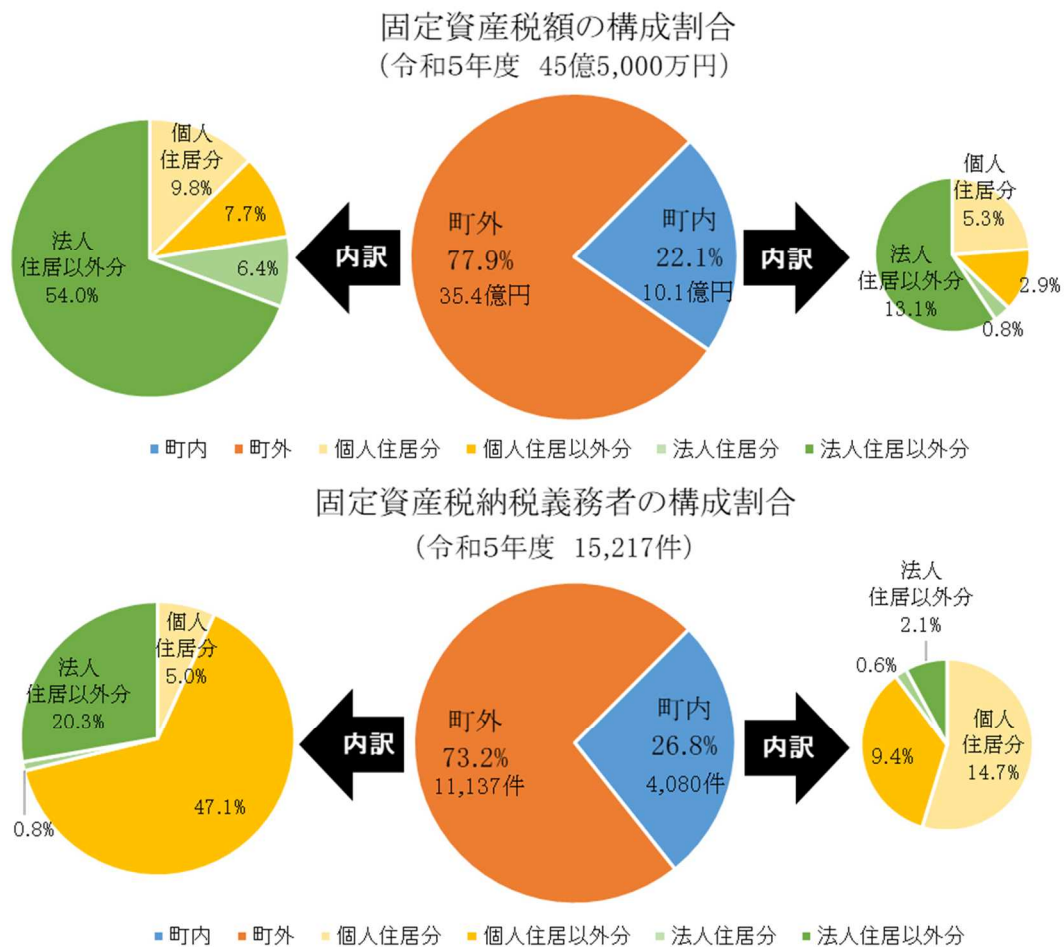
中期は、超過課税1.58%を継続し、行財政改革アクションプランの収支改善効果額を見込んだうえで、なお、年平均3,500万円不足する状況である。

第2期アクションプランでは、計画期間中であっても取組内容の強化等を図ることとしており、「ふるさと納税の促進」では、令和5年度に受入体制を強化した後に成果指標追加分の検討・決定を予定しているため、それで不足分の対応を図ることとし、超過課税は現行税率を引き続き継続することとします。

〔図表16〕超過課税の扱い

固定資産税超過課税（継続）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・財源確保の背景は、前回と同様に町税の著しい減少であるが、必要なサービスを提供する中で多くの経費を要しているのは、ごみ処理、消防、下水道、観光施策や観光施設など観光関係の支出、その中でも入湯税の充当対象外となる経常的経費である。</li> <li>・また、山岳地形等を要因とする4出張所の配置や小中高生への通学支援施策など住民向けの支出もあり、町内外の幅広い方から負担を求めることが適切と考えられる。</li> <li>・固定資産税であれば、図表17のとおり、町内者と町外者の割合が納税義務者では3：7、さらに税額では2：8であり、町内外の幅広い方から負担を求めることができる。</li> <li>・平成28年度から実施している固定資産税超過課税の税率1.58%と同税率を引き続き継続することで、ほぼ対応可能であり、現状から、さらに負担が増すことはない。</li> </ul>

〔図表17〕固定資産税額・納税義務者の構成割合



〔図表18〕超過課税の内容

区分	税率・課税額等	備考
超過税率	0.18%	超過課税後の固定資産税の税率 1.58% = 【目安】H30年度の固定資産税の税額と同様 H27年度の固定資産税の税額の13%増
概算課税額	500百万円	土地・家屋・償却資産に1.58%課税
適用期間	5年間 〔5年後以降も 継続を想定〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法上「その財政上その他の必要があると認める場合には（＝財政上の必要性のみならず、一定の政策目的を達成する場合も理由として認められる）」とされているが、引続き財政上の必要性により実施するものである。</li> <li>・長期的に財源不足が拡大する見込みであり、この対応として第2期アクションプランにおいて「財源確保策」や「公共施設の抜本的見直し」「ふるさと納税の更なる増」の検討を行うものの、一定規模の財源不足は、継続して生じることが想定される。</li> <li>・超過課税の適用期間について市町村の主な税目を対象に調査したところ、図表19のとおり、大半が『期間の定め</li> </ul>

適用期間 (つづき)	5年間 〔5年後以降も 継続を想定〕	<p>なし』である一方、本町の場合は、当分の間、5年毎に検討及びその結果に基づく措置を講ずる機会を設けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光地所在市町の課税状況を調査したところ、図表20のとおり、全団体に法人住民税の超過課税や都市計画税、法定外税のいずれかを課税しており、他の観光地と比較した場合の税負担は、むしろ低い状況である。</li> <li>・以上を踏まえると、固定資産税超過課税という財源確保策は、引き続き、実施を担保し、税率については一定期間毎に検討する形で運用していくものとする。</li> </ul>
---------------	--------------------------	--

〔図表19〕課税期間の調査結果

区分	超過課税の適用期間(団体数)							備考
	計	3年	4年	5年	7年	10年	なし	
神奈川県内 横浜市みどり税(1)	1	0	0	1	0	0	0	
市町村民税 法人税割(2)	25	0	0	1	0	0	24 (3)	5年：中井町
全国 固定資産税	151	1	0	0	0	0	150 (4)	3年：三重県名張市

出典：各市町村HP(例規集)をもとに作成

- 1 横浜市みどり税は、市民税個人・法人均等割の超過課税であるもの。
- 2 市町村民税法人税割は、全国の対象団体が1015団体あるため、県内の状況のみ調査したもの。
- 3 期間の定めなし24団体は、税条例の本則の税率を変更しているもの。
- 4 期間の定めなし150団体のうち、148団体は本則の税率を変更している。附則で規定しているのは、箱根町と奈良県平群町の2町で、共に「当分の間」としているが、平群町の場合、5年毎の検討規定はないもの。

〔図表20〕観光地所在市町の課税状況

市町名	法人税		固定資産税 (超過税率)	都市計画税	入湯税	法定外税	財政力指数 (R3.3力年平均)
	均等割	法人税割					
箱根町	標準	標準	(0.18/100)	-	宿泊150円・日帰り50円	-	1.39
鎌倉市	標準	制限	標準	0.30/100	-	-	1.07
湯河原町	標準	標準	標準	0.25/100	宿泊150円・日帰り100円	-	0.68
函館市	制限	制限	標準	0.30/100	宿泊150円・長期療養等70円	-	0.48
草津町	制限	制限	標準	0.20/100	2	-	0.65
日光市	制限	制限	標準	0.20/100	宿泊150円・日帰り50円	-	0.57
金沢市	標準	制限	標準	0.30/100	宿泊150円・日帰り100円	宿泊税 4	0.88
軽井沢町	標準	標準	標準	0.20/100	宿泊150円・日帰り50円	-	1.61
高山市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	-	0.52
熱海市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	別荘等所有税	0.9
伊東市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	-	0.7
京都市	標準	8.2	標準	0.30/100	宿泊150円・日帰り100円	宿泊税 5	0.81
出雲市 1	制限	制限	(0.10/100)	0.075/100	150円/1人・1日	-	0.56
別府市	標準	制限	標準	0.25/100	3	-	0.57

出典：各市町ホームページ・総務省決算カード

〔注〕法人税及び固定資産税欄の「標準」は標準税率、「制限」は、制限税率を示している。それ以外の税率を採用している場合は、個別の税率を表示。

(出雲市) 1 都市計画税は、旧出雲市の用途地域内のみに課税している。

(草津町) 2 宿泊料金 6,000円超...150円、6,000円以下...100円、修学旅行の高校生...50円、日帰り・休憩...50円

(別府市) 3 宿泊料金又は飲食料金 1,500～2,000円...50円、2,001～4,500円...100円、4,501～6,000円...150円、6,001～50,000円...250円、50,001円以上...500円、娯楽施設を有する鉱泉浴場...50円 長期滞在者7泊8日以上は半額

(金沢市) 4 H31.4から課税 宿泊料金 20,000円未満...200円、20,000円以上...500円

(京都市) 5 H30.10から課税 宿泊料金 20,000円未満...200円、20,000円以上50,000円未満...500円、50,000円以上...1,000円

(参考1) ふるさと納税について

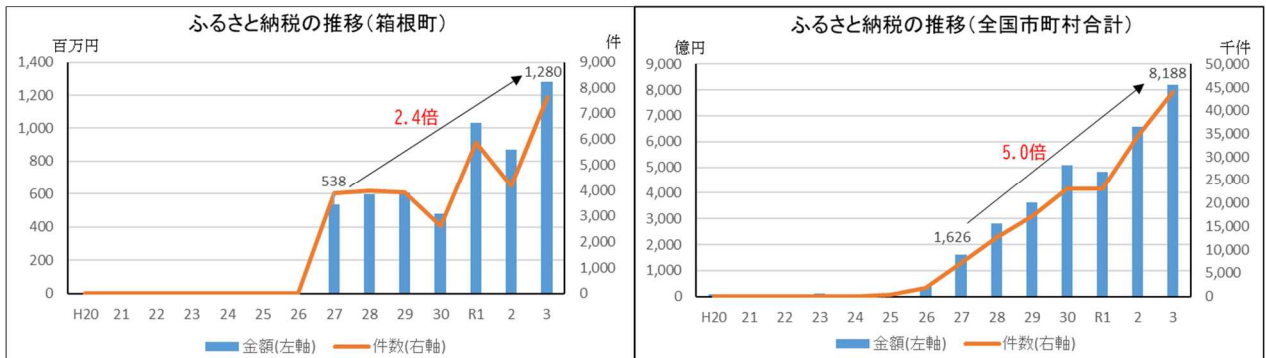
ふるさと納税については、第2期アクションプランにおいて、令和5年度に受入体制を強化した後に成果指標追加分の検討・決定を予定しているが、ふるさと納税の現状について整理した結果は、次のとおりである。

ふるさと納税の寄付額の伸びを把握するため、本町と全国市町村合計を対象とし、ふるさと納税枠が2倍に拡大された平成27年度寄付額と令和3年度寄付額との伸びを比較したところ、図表21のとおり、本町の2.4倍に対し、市町村合計は5.0倍であった。

また、本町の令和3年度寄付額12.8億円は、全国1,741市区町村のうち142位であるが、上位150位を対象に、同様に平成27年度から令和3年度の伸びを比較した結果、本町が該当する3倍以内が26団体で最も少なく、3倍超～10倍以内が37団体、10倍超～100倍以内が60団体となり、この2区分で2/3を占めていた。

なお、12ページの観光地所在市町14町の状況を調査したところ、3倍以内は最も少なく、3倍超～10倍以内が3団体、10倍超～100倍以内が7団体となり、この2区分で7割を占めており、同様の傾向であったことを考えると、本町のふるさと納税は、取組強化による増の可能性があると考えられる。

〔図表21〕ふるさと納税の推移比較（箱根町・全国市町村計）



出典：令和4年度ふるさと納税に関する現況調査結果（総務省）をもとに作成

ふるさと納税の主な制度改正

平成27年4月...ふるさと納税枠が2倍に拡充、手続きの簡素化（ワンストップ特例制度の創設）

令和元年6月...ふるさと納税指定制度の導入（返礼品割合3割以下・地場産品に限る・経費5割以下など）

〔図表22〕寄付額の伸び比較（R3寄付額上位150団体・観光地所在市町14団体）(1)

区分 (2)	R3寄付額 上位150 団体の状況	観光地所在14市町の状況 (3)	
		件数	市町村名
100倍超	27	2	金沢市, 熱海市
10倍超～100倍以内	60	7	鎌倉市, 函館市, 日光市, 伊東市, 高山市, 京都市, 別府市
3倍超～10倍以内	37	3	湯河原町, 軽井沢町, 出雲市
3倍以内	26	2	箱根町, 草津町
計	150	14	

1 寄付額の伸びは、令和3年度寄付額÷平成27年度寄付額により算出したもの。

2 150団体の中央値（75番目）は、14.1倍であったもの。

3 観光地所在14市町のうち、本町を除く上位150位以内は4団体（京都市13位、高山市71位、鎌倉市102位、軽井沢町124位）であったもの。

出典：令和4年度ふるさと納税に関する現況調査結果（総務省）をもとに作成

令和5年5月15日

第1回箱根町行財政改革有識者会議

(参考2) 公共施設の整備費用について

中長期財政見通しでは、令和5～10年度にかけて、大型建設事業が続く見通しとなっているが、このうち、建物系公共施設については、第2期公共施設再編・整備計画で取組内容や時期を整理しており、その概要は、次のとおりである。

〔図表23〕第2期公共施設再編計画の対象施設と実施内容、推計事業費

区分	主な対象施設	取組項目	取組年度	推計事業費(億円)
重点事業	ごみ処理広域化推進事業(清掃第1プラント)	改修(転用)	R5～8	65.6
	学校施設長寿命化事業 (湯本小学校、箱根の森小学校(体育館)、仙石原小学校)	長寿命化	R5～13	
	湯本地区公共施設利活用事業 (旧箱根観光物産館、旧消防署湯本分署・旧消防団第1分団詰所)	利活用	R5～7	
重点事業を踏まえ各施設の取組みを実施	消防署仙石原分署・消防団第8分団詰所	建替	R8	36.7
	消防団詰所(第6分団, 第11分団)	建替	R11, 14	
	観光案内所(箱根宮ノ下、仙石原乙女)	機能統合	R8	
	宮ノ下駐車場	長寿命化	R5, 6	
	畑宿寄木会館	長寿命化	R5, 6	
	湯本地域スポーツ施設(体育館)	廃止・解体	R6	
	湯本町営住宅	廃止・解体	R14	
	石仏群と歴史館	廃止・案内設置	R5, 6	
	箱根町役場(本庁舎・分庁舎・車庫) 温泉出張所、仙石原出張所(公民館) 消防署箱根分署・消防団第10分団詰所 行政資料棟、幼稚園、幼児学園 総合保健福祉センター-さくら館、集会所 社会教育センター、総合体育館 箱根湿生花園、森のふれあい館 宮城野温泉会館、箱根関所 郷土資料館、町営住宅等	改修(耐震化含)	R5～14	
	消防団第9分団詰所	方針検討	R14	
	清掃第2プラント(し尿処理施設)		R10, 11	
	仙石原公園管理事務所(いこいの家)		R6	
	老人福祉センターやまなみ荘		R14	
	強羅観光案内所		R5, 6	
	旧街道休憩所		R6	
	弥坂湯		R5～7	
	仙石原町営住宅(A・B棟)		R5, 6	
計				102.3

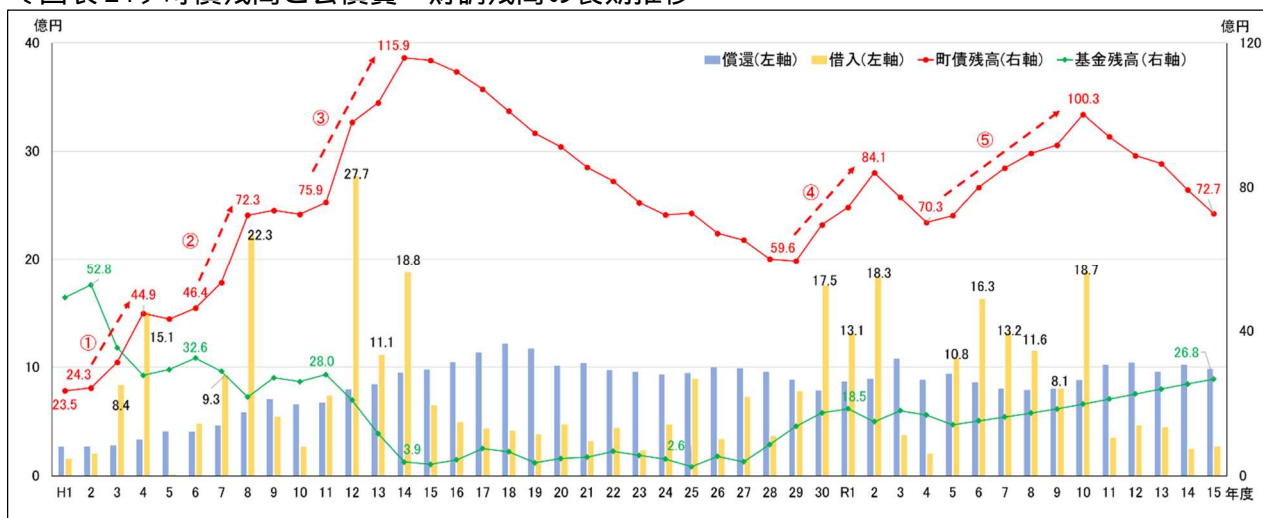
出典：第2期公共施設再編・整備計画(R5.3策定)

・財政負担への影響について

今後の公共施設の整備にあたっては、町債を活用するものであるが、平成元年度から令和4年度までの町債残高と、中長期財政見通しの令和5年度から令和15年度まで推計結果を1つにまとめた推移は、次のとおりである。

また、多額の起債をするものの町債残高は、令和10年度に100億円を超えるが、その後、減少に転じ令和15年度までに町債残高が72億円まで減少すること。また、公債費も令和9年度から増加に転じ、令和11年度以降は10億円前後で推移する見通しとなっているが、10億台で収まるのは、次の2つの要因が考えられる。

〔図表24〕町債残高と公債費・財調残高の長期推移



期 間	主 な 施 設
[H2 ~ H4]	清掃第1プラント(23億円)
[H6 ~ H8]	総合体育館(17億円)、第1一般廃棄物最終処分場(6億円)
[H11 ~ H14]	総合保健福祉センターさくら館(21億円)、第2一般廃棄物最終処分場(20億円)、消防本部・消防署(10億円)、役場本庁舎[免振](10億円)
[H29 ~ R2]	箱根中学校[長寿命化・大規模改修](20億円)、消防署湯本分署(6億円)
[R5 ~ 10]	ごみ処理広域化(15億円)、3小学校長寿命化(17億円)、道路整備(8億円)など

出典：第2期公共施設再編・整備計画（R5.3策定）及び中長期財政見通し（R5.2策定）をもとに作成

・町債残高や公債費が一定程度で抑えられる要因

【要因1】超低金利による利子負担の軽減

ごみ処理広域化推進事業で推計した起債額約16億円について、平成3年度と現在の利率で起債した場合の額を比較した結果は、次のとおりである。

〔図表25〕利子負担の比較結果（15年償還・2年据置）

利率	利子(百万円)	軽減額(百万円)	軽減割合
利率5.5% (H3現施設建設時)	817.3	-	-
利率3.0% (参考)	432.8	384.5	約1/2
利率0.7% (現在=R5.3)	98.2	719.1	約1/8

【要因2】赤字地方債の償還終了

第三セクター等改革推進債は令和5年度、退職手当債は令和7年度でそれぞれ償還が終了し、また、臨時財政対策債も令和14年度には償還が終了するため、建設地方債の償還が進むもの。

(2) 長期（令和11～15年度）の対応案

長期は、超過課税1.58%を継続し、行財政改革アクションプランの収支改善効果額を見込んだうえで、なお、年平均5億9,400万円不足する状況である。また、ふるさと納税の制度変更や町債の利率上昇など、外的要因により状況が急激に変化する可能性がありえることも考慮する必要がある。

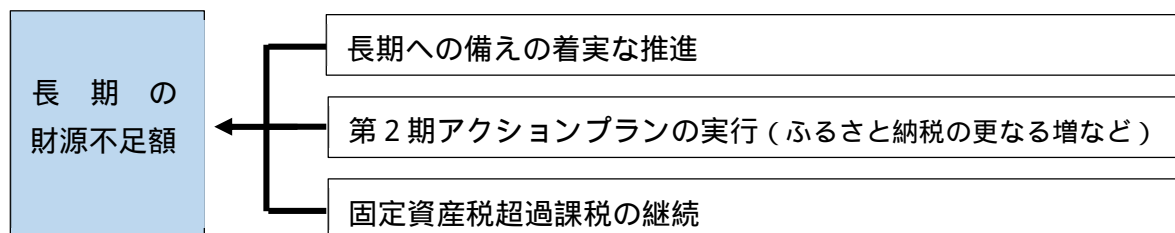
このため、第2期アクションプランでは、長期を見据えた場合、行財政の運営が困難になることが見込まれる中で持続可能な行財政運営の実現に向けた改革が求められているため、喫緊の課題への対応はもちろん、調整に時間を要する取組みについても着実に進展を図る必要があることから、長期に備えた取組みを位置付けている。

これらを踏まえ、「超過課税の継続」+「第2期アクションプランの実行」+「長期に備えた取組みの実施」により対応するものとする。

〔図表26〕第2期アクションプランで長期への備えとして位置づけた推進項目

項目	目標
財源確保策の検討（観光まちづくり財源導入）	11年度までに検討し必要な措置を実施
公共施設のあり方の抜本的な見直し	10年度を目途に具体策を実施

〔図表27〕長期の対応のイメージ





## これまでの行財政改革の経過について

( 各項目右端の「別紙 ○」は、19 ページ「【別紙】行財政改革の取組経過一覧(H6～R10)」の項目番号に対応している )

1 (平成当初～ ) 行政改革の取組み	別紙
---------------------	----

本町の行政改革は、バブル経済末期の平成 2 年度に策定した第 1 次箱根町行政改革大綱にはじまります。以降、6 次にわたり大綱を策定し、その時々々の社会情勢の変化に対応しながら簡素で効率的な行政運営の確立を図るため、経費節減、事務事業や組織機構の見直し、職員の定員管理、民間活力の導入等に積極的に取り組んできました。

2 (平成 15 年度～ ) 財政改革の取組み	別紙
-------------------------	----

行政改革の取組み後も、町民税及び固定資産税の下げ止まりが見られないなかで、平成初期の大規模建設事業の公債費負担など、義務的経費の増加による危機的な町財政を立て直すため、平成 15 年度を「財政再建元年」と位置づけました。

その後、平成 16 年に「財政再建プラン」、平成 21 年に「財政健全化プラン」を策定し、これらの計画に基づき、財政改革の取組みを進めてきました。

3 (平成 27 年度～ ) 行財政改革〔行政改革と財政改革の統合〕の取組み	別紙
--	----

平成 15 年度以降、行政改革と財政改革の取組みとともに、財政調整基金(貯金)の取り崩しや臨時財政対策債、退職手当債の発行(借金)など、やり繰りをしながら行財政運営を行ってきましたが、基金の枯渇などにより、それも限界となり平成 28 年度の予算が編成できない状況にまで陥ってしまいました。

そこで、より一層の行財政改革を推進するためにこれまでの行政改革、財政改革の 2 つを統合した「行財政改革アクションプラン」を策定し、これまで聖域としてきた消防職員の削減など従前の計画以上の内容とした取組みを行うこととしました。

4 (平成 28～30 年度) 固定資産税超過課税の実施〔新財源の検討〕	別紙
--------------------------------------	----

中期財政見通しを策定した結果、行財政改革アクションプランを実施してもなお多額の不足が生じてしまうことから、平成 27 年度に新財源確保有識者会議を設置し、新財源について検討した結果、固定資産税の税率を見直すことを決定しました。

町では、当初、平成 28〔2016〕年度から令和 3〔2021〕年度までの 6 年間、税率を現行の 1.4%から 1.68%に引き上げる町税条例の一部改正案を提案しましたが、議会での審議の結果、平成 28〔2016〕年度から 30〔2018〕年度までの 3 年間、税率を 1.58%とする内容で議決されました。

## 5 (平成28年度)行財政運営を考える町民会議の設置

別紙

平成27年12月議会における固定資産税の税率見直しに関する審議の際に、箱根温泉旅館ホテル協同組合から議会に対し「財政再建と持続的発展についてALL箱根で議論する場の設置」について要望がありました。

町では、将来にわたり安定的な行財政運営をするにはどうすべきか、町民や事業者の皆さまから幅広く意見を伺うことを目的として平成28年度に町民会議を設置しました。

会議を重ねた結果、委員の総意に基づき、「観光地としてどのような町をめざすべきか」「自分たちがどのような町に住みたいか」「将来子どもたちにどのような町を残したいか」「そのような町にするためにどうしたらいいか」といったことについて、委員の思いを提言書としてまとめて頂きました。

## 6 (平成30年度)固定資産税超過課税の継続(長期の財源不足の対応)決定

別紙

町では、平成28年度以降、行財政改革アクションプランや受益者負担の適正化などの取組みを進めるとともに、令和元〔2019〕年度以降の財源不足額の対応策について、中長期財政見通しや行財政改革アクションプランの改定、さらに既存税に加え法定外税等も含めた次期財源のあり方について、行財政改革有識者会議の議論を踏まえつつ、改めてゼロベース検討を行った結果、今後の財源不足に対する考え方をまとめました。

### 財源不足に対する町の考え方のポイント

新たに中長期財政見通しと行財政改革アクションプランを策定した結果、行財政改革を進めても、中期(令和元〔2019〕～5〔2023〕年度)の財源不足は、年平均約5億円が見込まれ、今後も財源不足への対応が必要であると考えています。

この状況を踏まえて、都市計画税や町民税など各税目について改めて検討した結果、財源不足に対する対応策としては、『固定資産税の超過課税の実施(継続)』が最も望ましいと考えています。当分の間実施し、5年毎に検討及びその結果に基づき措置を講ずる形でH30.12に議決。

長期(令和6〔2024〕年度以降)には、さらに財源不足の拡大が見込まれるため、固定資産税の超過課税の継続だけではなく、新たに宿泊税の導入に向けた検討が必要であると考えています。

## 7 (令和元年度～)観光まちづくり財源検討会議の設置

別紙

上記の考え方に加え、行財政運営を考える町民会議及び行財政改革有識者会議の提言も踏まえ、「観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議」を設置し、検討しているものです。

項目	平成（年度）																				令和（年度）																								
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10										
	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028										
総合計画	第4次総合計画（H9～H18）										第5次総合計画（H19～H28）										第6次総合計画（前期：H29～R3）					第6次総合計画（後期：R4～R8）																			
行政改革	第2次行革（H6～H8）			第3次行革（H9～H11）			第4次行革（H12～H16）				第5次行革（H17～H21）				第6次行革（H22～H26）				行財政改革アクションプラン（H27～R1）					行財政改革アクションプラン（H29～R4）					行財政改革アクションプラン（R5～R9）																
財政改革	財政再建元年 財政再建プラン（H16～H21）										財政健全化プラン（H22～H26）										改定 行財政改革アクションプラン（H27～R1）					今回改定 行財政改革アクションプラン（H29～R4）					今回改定 行財政改革アクションプラン（R5～R9）														
財政見通し											中期財政見通し（H28～R3）										改定 中長期財政見通し（H30～R9）					今回改定 中長期財政見通し（R5～R15）																			
財源確保策											外部評価・新プランに対する助言										意見を推進項目に反映 【第1期】固定資産税超過課税（H28～H30）					【第2期】固定資産税超過課税の継続（当分の間・5年毎に見直し）					【第3期】令和6年度以降の財源不足への対応の決定														
行財政運営を考える町民会議											町民会議（H29.11提言）										意見を検討					提言をもとに決定																			
行財政改革有識者会議等	【参考】行財政改革有識者会議等について 1 行財政改革有識者会議（H27行財政改革アクションプラン策定時の意見・助言） 2 新財源確保有識者会議（H27.10提言 新財源確保について） 3 行財政改革有識者会議（H29行財政改革アクションプラン策定時の外部評価・助言）（H30.5提言 平成31年度以降の財源確保策について）																																												
HOT21観光プラン	HOT21観光プラン基本計画（H14～）										HOT21観光プラン実施計画（H15～H24）										HOT21観光プラン実施計画（H25～）										第2次HOT21観光プラン基本計画（H30～R9）					HOT21観光プラン実施計画（前期：R1～R5）					HOT21観光プラン実施計画（後期：R6～R9）				
観光まちづくり財源検討会議											意見を検討										財源面の検討					観光まちづくり財源検討会議（R1.8～R8.8予定）					検討結果														
主な取組事項	行政改革	<b>【第2次行革】</b> ・職員定数の見直し ・使用料等受益者負担の適正化 ・OA化の推進 ・庁内業務の民間委託化の検討			<b>【第3次行革】</b> ・職員新規採用の抑制 ・ごみ収集の全面民間委託 ・観光施設観覧料、下水道、温泉使用料の改定			<b>【第4次行革】</b> ・職員数の削減 ・東京案内所の廃止 ・保育園給食調理員の民間委託 ・日帰り入湯税の導入 ・水道料金の改定 ・下水道使用料の改定 ・補助金の整理合理化				<b>【第5次行革】</b> ・職員定員管理の適正化（退職者不補充等） ・指定管理者制度の導入 ・下水道施設管理の民間委託 ・粗大ごみ不燃物処理手数料の改定 ・自治基本条例の制定 ・電子入札の導入				<b>【第6次行革】</b> ・職員数の適正化 ・税外収入（パナー広告、ふるさと納税）の確保 ・町村情報システムの共同化 ・公共施設運営経費の見直し ・メールマガジンによる情報提供の推進				<b>【行財政改革アクションプラン（H27,28）】</b> （基本目標1） ・町税徴収率の向上及び課税客体の把握 ・使用料・手数料の見直し ・ふるさと納税の促進 （基本目標2） ・ごみ収集体制の見直し ・レイクアリーナの運営見直し ・公共施設の計画的な再配置 （基本目標3） ・消防職員の定数削減 ・定住化の促進 ・HOT21観光プランの推進					<b>【行財政改革アクションプラン（H29～）】</b> （量の改革） ・町税徴収率の向上 ・使用料、手数料の見直し ・財政調整基金の残高確保 （質の改革） ・街路灯のLED化 ・119番通報受信時の多言語通訳サービス導入 ・公共施設の計画的な再配置 （活力ある地域社会の形成） ・子ども子育て支援計画の推進 ・高校生への電車バス共通定期券の導入検討・実施 （意識の改革） ・官民が連携したまちづくり手法の検討及び推進 ・学校業務改善プランの策定																				
	財政改革	<b>【財政再建プラン（目標）】</b> （結果） 経常収支比率 80%以下 × 人件費比率 30%以下 × 新規採用職員を退職者の1/2以内 公債費比率 15%以下 毎年度起債額 5億円以内 財政調整基金に毎年5千万円積立 町税徴収率 90%以上 × 毎年度特別会計への繰入金総額 9億円以内										<b>【財政健全化プラン（目標）】</b> （結果） 毎年度の経常的経費 19億円以内 × 職員数の削減 5年間で25人以上 -24人 毎年度起債額 5億円以内 財政調整基金に毎年5千万円積立 町税・各種使用料等の徴収率 90%以上 × 毎年度特別会計への繰入金総額 9億円以内																																	

## 観光関係の支出比較と本町の特徴的な行政サービス

## ①観光関係の支出比較

区分	箱根町	同規模 団体平均	差	同規模団体との差の主な要因
清掃費	6.2億円	3.4億円	2.8億円	人口5万人規模の市町村と同等のごみ処理施設を運営
商工(観光)費	9.1億円	2.6億円	6.5億円	ブランド力向上など観光振興や観光客受入体制の維持・充実のため
下水道費	2.3億円	1.2億円	1.1億円	地形条件及び観光客を加味した施設規模を保有しているため
消防費	9.2億円	3.8億円	5.4億円	集落が点在する中、町民、観光客等に必要な消防力・救急体制を確保するため

※ 人口・面積の同規模団体（令和3年1月1日時点 住民基本台帳人口） 出典：令和2年度地方財政状況調査  
 福井県永平寺町（18,329人・94.43km<sup>2</sup>）、静岡県東伊豆町（11,817人・77.81km<sup>2</sup>）、和歌山県紀美野町（8,521人・128.34km<sup>2</sup>）  
 和歌山県串本町（15,468人・135.67km<sup>2</sup>） ※箱根町（11,195人・92.86km<sup>2</sup>）

## ②本町の特徴的な行政サービス

区分	事務事業	事務事業の内容	令4予算額
コミュニティ (総務費)	出張所の4箇所配置[※1]	4箇所以上の配置は全国町村926団体のうち44団体のみ[※2]	8,700万円
福祉 子育て (民生費)	町保育園等の保育料及び給食費の無償化	令和元年10月から、0～2歳児を含めた全児童の保育料及び給食費を無償化	—
	小児医療費の助成	中学校3年生までの通院・入院時の医療費自己負担額を助成	1,600万円
保健衛生 (衛生費)	ごみの収集	カンの収集週1回(湯河原町2週間に1回)、燃せるごみの収集週3回など	2億2,800万円
観光 (観光費)	箱根DMOへの支援	箱根DMOに対して補助を行い、各種活動や健全な運営を支援する	3,200万円
都市基盤 整備 (諸支出金)	下水道への支援	下水道事業の運営費に対する補助金(一般会計負担額)	2億300万円
消防救急 (消防費)	消防署所の4箇所配置	全国町村の単独消防52本部のうち3本部のみ[※3]	8億4,900万円
	救急車の5台配備[※1] (予備1台)	令和2年 年間搬送人数 1,359人 (居住者578人・観光客595人・その他186人)	1億400万円
教育 (教育費)	小・中・高校生への通学支援	スクールバス運行、小・中・高校生への通学費補助(電車バス共通定期券の利用)	7,000万円
	町立小・中学校の給食費の無償化	令和3年4月から、町内に住所を有する児童・生徒の給食費を無償化	2,700万円

※1…出張所・救急車の予算額は、運営経費と人件費(職員数×平均人件費)の合計額を記載している。 出典:令和4年度箱根町のわかりやすい予算

※2…令和2年度公共施設状況調査結果による。

※3…令和3年版消防現勢による。なお、広域消防を含めた全国の消防本部数は724本部(令和3年4月1日現在)